| 運営費交付金債務残高 | | | 残高の発生理由及び収益化等の計画 |
|---|---|---|---|
| （交付年度）<br>平成21年度 | 業務達成基準を採用した業務に係わる分 | 353,982,578 | 運営費交付金債務残高発生理由<br>ア）通商産業政策史編纂業務は、平成18年度より平成22年度までの長期プロジェクトであり、プロジェクトの後半に多額の支出が見込まれるため、当年度の予算額のうち20,501,010円を翌年度以降に繰り越し、収益化する予定である。<br>イ）その他の研究プロジェクト及び業務については、一部研究プロジェクトに、その開始時点から完了予定を翌年度以降としているものがあり、また一部の研究プロジェクト及び業務に、進捗の遅れにより翌年度に延期されたものがあり、合計で333,481,568円を翌年度に繰り越し、翌年度以降収益化する見込みである。内訳は、調査及び研究業務313,066,633円、政策提言・普及業務20,414,935円である。 |
| | 費用進行基準を採用した業務に係わる分 | — | |
| | 期間進行基準を採用した業務に係わる分 | — | |
| | 計 | 353,982,578 | |

**運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細**

該当事項ありません。

**役員及び職員の給与の明細**

単位：千円・人

| 区分 | 報酬又は給与 | | 退職手当 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | (10,170)<br>21,036 | (3.0)<br>1.0 | (0)<br>0 | (0)<br>0 |
| 職員 | (70,485)<br>348,970 | (24.2)<br>44.1 | (48)<br>0 | (1)<br>0 |
| 合計 | (80,656)<br>370,006 | (27.2)<br>45.1 | (0)<br>0 | (0)<br>0 |

㈱　役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績と、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬及び経済産業研究所の実績その他の事情を考慮して決定しております。

職員に対する給与及び退職手当は、その職員の勤務成績と研究所の実績を考慮し、社会の一般情勢に適合したものとしております。

㈱　支給額は千円単位で、切り捨て表示としております。

㈱　報酬又は給与の支給人員数は、年間平均人員数によっております。

㈱　役員及び職員には出向を含んでおり、上段の（　）は非常勤を、下段は常勤を表示しております。

㈱　報酬又は給与には、法定福利費は含めておりません。

**セグメント情報**

当法人は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究、その成果の活用による政策提言・普及活動、及びそれらを支援するための資料収集管理を一体的な業務として運営しているので、事業の種類別セグメント情報を記載しておりません。

## 車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

**独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第９号**

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成22年10月８日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 川崎市道高速縦貫線 | 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番36から<br>神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目１番地まで |

２．指定する期日　平成22年10月20日

## 車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

**独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第10号**

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成22年10月８日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 川崎市道高速縦貫線 | 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番36から<br>神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目１番地まで |

２．指定する期日　平成22年10月20日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。